

危険物の二次災害を予防したい

No.2

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	<p><b>非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 (震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン)</b></p>
制度の 趣旨・背景	<p>東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。</p>
制度の 内容	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>共通対策</li> <li>危険物の取扱い形態に着目した特有の対策</li> </ol> </li> <li>震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項</li> <li>危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い             <ol style="list-style-type: none"> <li>危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い</li> <li>事前の対応</li> <li>発災後の対応</li> </ol> </li> <li>その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて</li> <li>危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について</li> </ol> </li> </ol>
対象と なる方	<p>危険物を取り扱う事業者</p>
問い合わせ 先など	<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて <a href="http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf">http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf</a></li> </ul>